

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日～12月16日

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について

『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』(H18.6施行)により、12月10日から16日は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

北朝鮮当局による人権侵害問題について

国民的な課題である拉致問題を始め、北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めましょう。

捜査へのご協力をお願いします

北朝鮮による「拉致容疑事案」及び「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供等へのご協力をお願いします。

群馬県警察本部外事課

Tel 027-243-0110